

岩手県告示第4号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成20年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
宝陽病院	花巻市石鳥谷町新掘第15地割23番地	平成23年1月4日
西和賀町国民健康保険沢内病院	和賀郡西和賀町沢内字太田第2地割68番地	平成23年1月11日
総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	〃
石川病院	奥州市水沢区南町8番10号	〃
岩手県立高田病院	陸前高田市気仙町字中堰34番地	平成23年1月13日
岩手県立住田病院	気仙郡住田町世田米字大崎22番地1	〃
岩手県立花巻厚生病院	花巻市御田屋町4番57号	平成23年1月18日
岩手県立北上病院	北上市九年橋三丁目15番36号	〃
北上済生会病院	北上市花園町一丁目6番8号	〃
済生会岩泉病院	下閉伊郡岩泉町岩泉字中家19番地1	〃